

愛知県公契約に関する協議の場設置要綱

(目的)

第1条 愛知県が実施する公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、「愛知県公契約に関する協議の場」（以下「協議の場」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議の場の委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員は、別表のとおりとする。ただし、委員が協議の場に出席できない場合には、代理者が出席できるものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(座長)

第3条 協議の場に座長を置く。

- 2 座長は、委員が互選する。
- 3 座長は、会務を総理し、協議の場を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議の場は、座長が議長となる。

- 2 協議の場は、公開とする。ただし、協議の場が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
 - (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項を取り扱う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第5条 協議の場は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができるものとする。

(会議録)

第6条 協議の場の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、5年間保存するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、第4条第2項の規定により非公開とした事項に該当するものを除き公表するものとする。

(庶務)

第7条 協議の場の庶務は、会計局管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行する。

別表（第2条関係）

愛知県公契約に関する協議の場 委員

氏名	主な役職
岩原 明彦 いわはらあきひこ	愛知県経営者協会 専務理事兼事務局長
太田 聰一 おおたとういち	慶應義塾大学経済学部 教授
昇秀樹 のぼるひでき	名城大学都市情報学部 教授
皆見幸 みなみるみゆき	公認会計士・税理士・行政書士 皆見幸会計事務所
森尚己 もりなおみ	日本労働組合総連合会愛知県連合会 副事務局長
吉田治伸 よしだはるのぶ	愛知ビルメンテナンス協会 会長
渡邊清 わたなべきよし	愛知県建設業協会 会長

(敬称略、50音順)